

市内事業所（商工会議所） 受動喫煙防止対策現況調査の 二次指導報告書

令和4年11月実施

助言指導の概要

目的

市内事業所の環境の実態を把握し、必要に応じた対策を講ずることで受動喫煙の防止をより一層推進する。

対象

令和4年7月実施の「事業所等における受動喫煙防止対策の現状調査」の結果に基づき、受動喫煙防止対策の改善が必要と判断した61事業所

提出方法

返信用封筒による提出

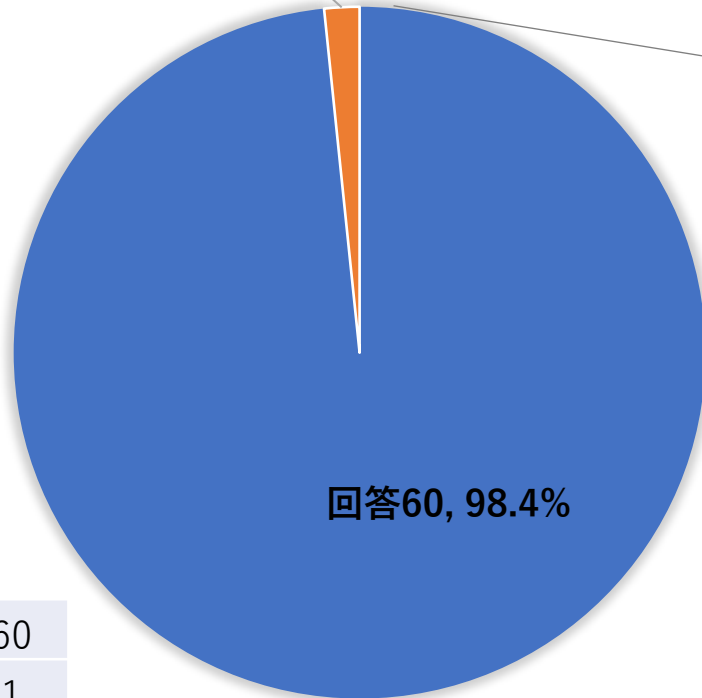
指導方法

当課より送付の「受動喫煙防止対策に係る改善状況報告書」での対策状況の確認後、電話による助言指導により、各事業所の喫煙状況別に受動喫煙防止に必要な対策を講じるよう依頼

回収率とその内訳

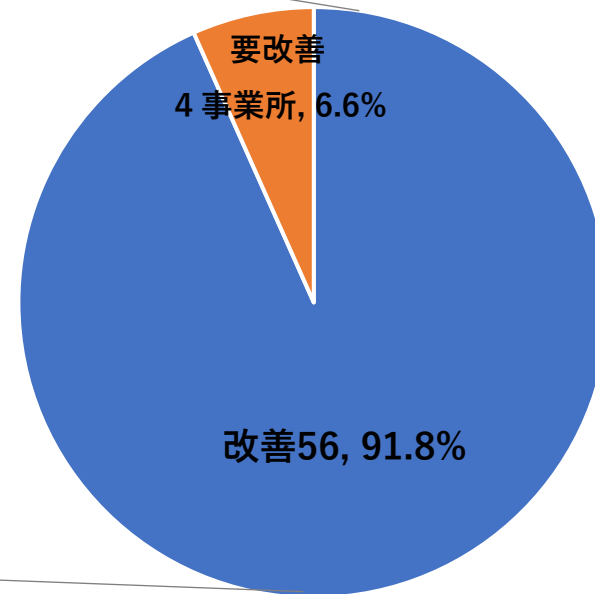
回収率

回答なし1事業所, 1.6%



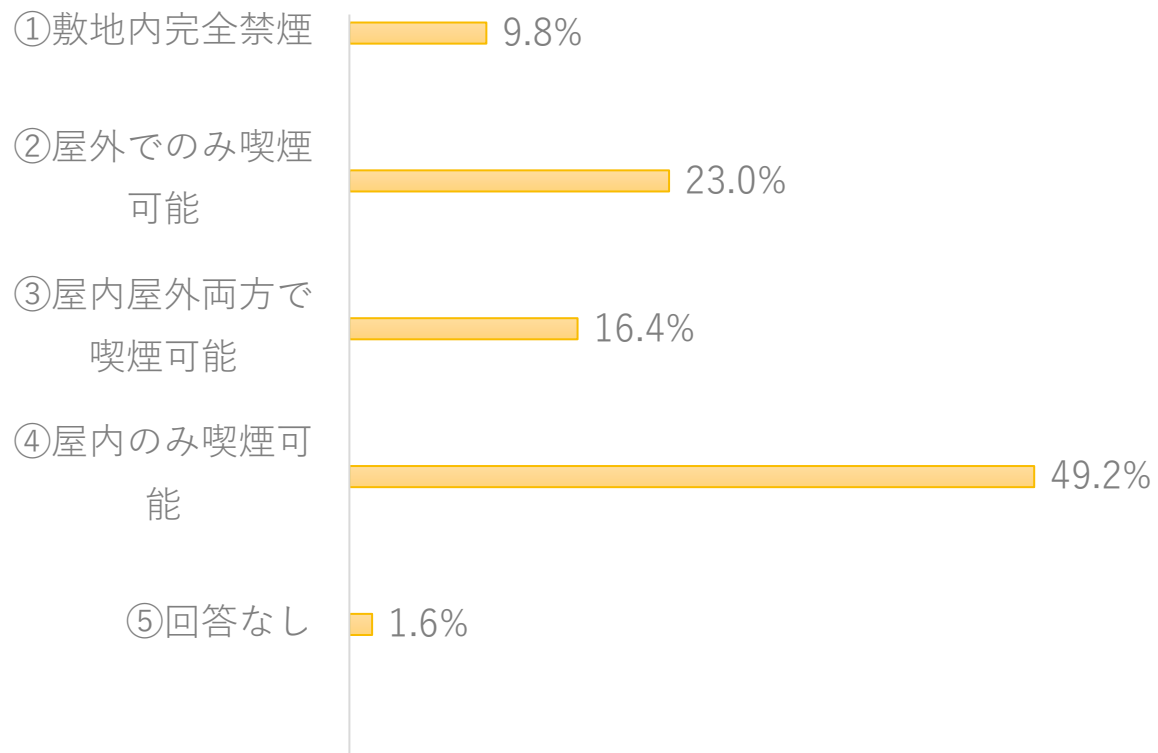
回答60の内訳 (改善状況)

要改善
4事業所, 6.6%

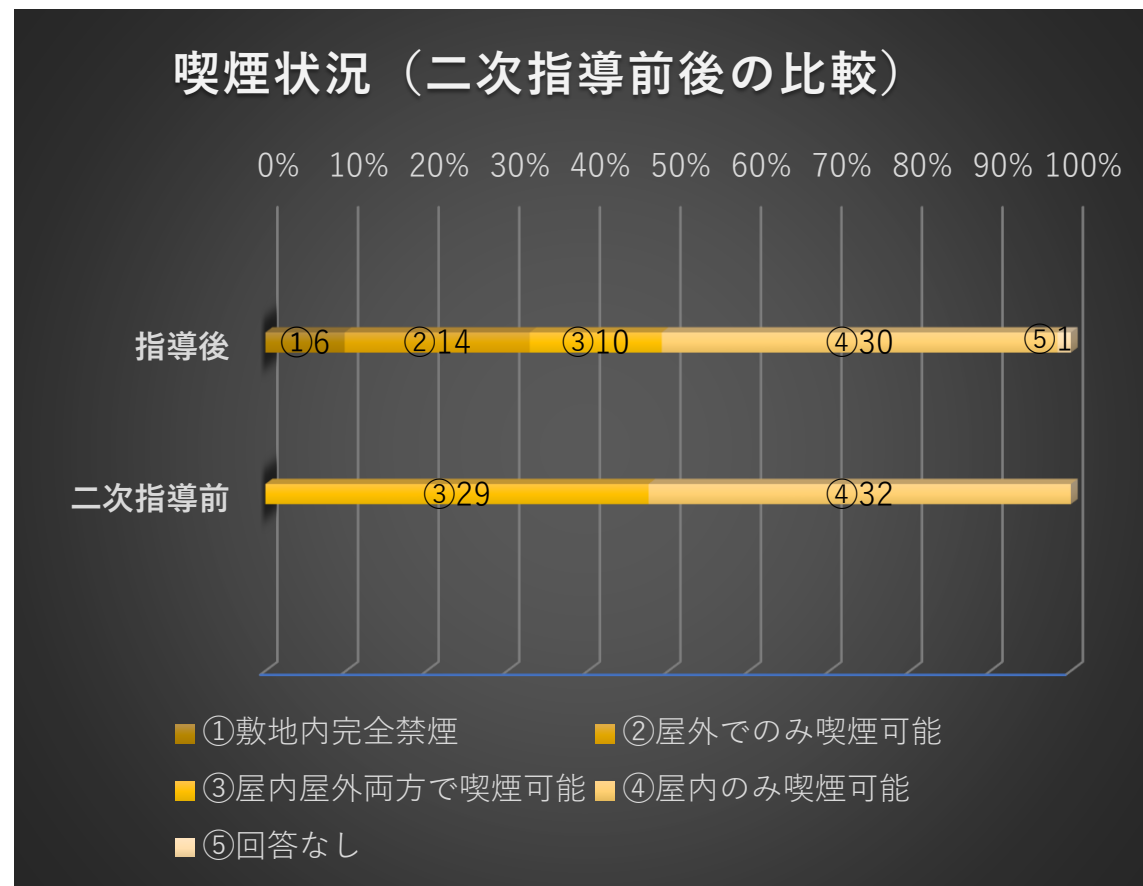


| | | |
|------|-------|----|
| 回答 | 98.4% | 60 |
| 回答なし | 1.6% | 1 |

設問1 喫煙の状況はどれに該当しますか。該当する番号に○をつけて下さい。

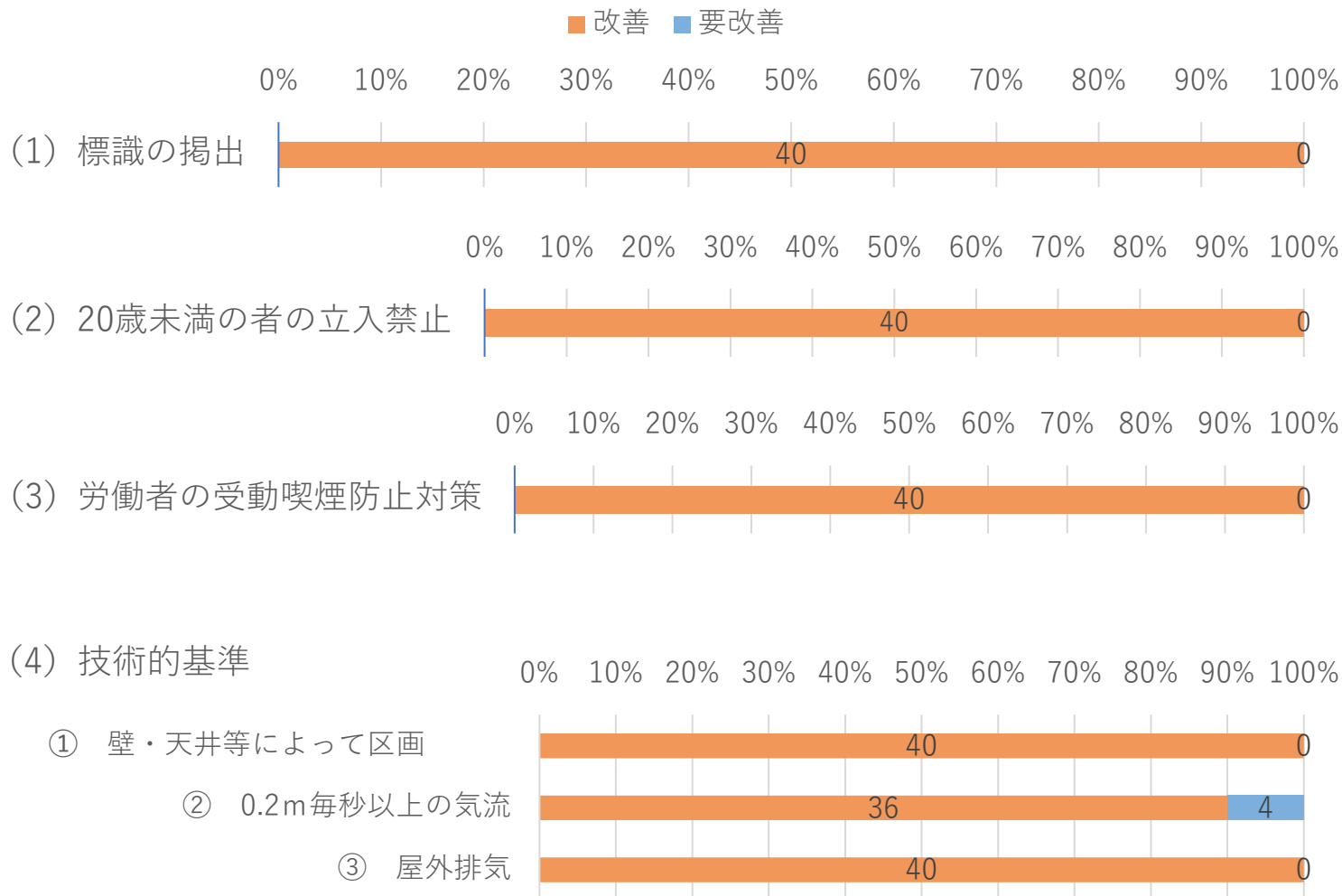


| | ①敷地内完全禁煙 | ②屋外でのみ喫煙可能 | ③屋内屋外両方で喫煙可能 | ④屋内のみ喫煙可能 | ⑤回答なし | 合計 |
|------|----------|------------|--------------|-----------|-------|--------|
| 回答数 | 6 | 14 | 10 | 30 | 1 | 61 |
| 回答割合 | 9.8% | 23.0% | 16.4% | 49.2% | 1.6% | 100.0% |



設問2 【設問1の回答が③④の方】

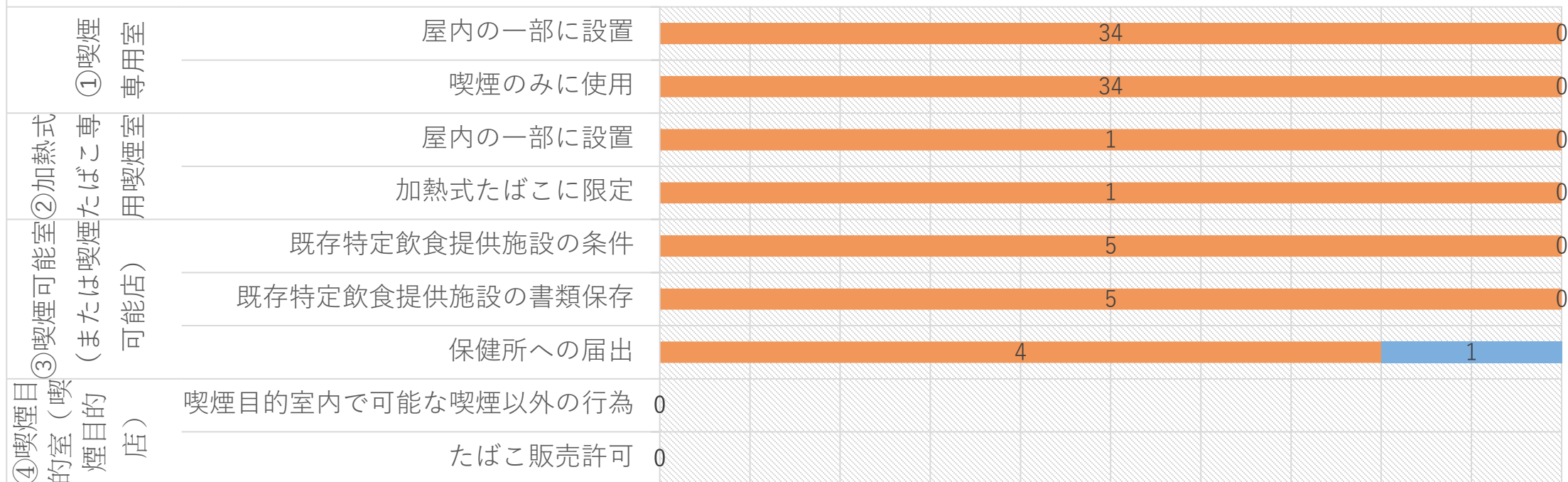
貴所の喫煙場所は厚生労働省が定める技術的基準に適合していること、改正法のルールを順守して設置されていることを確認したうえで改善報告をお願いします。



| | | 回答 (改善) | 要改善 件数 (再指 導) |
|--------------------------------|---|------------|------------------------|
| | | 40 | 0 |
| (1) 標識の掲出 | 施設及び喫煙室の出入口に必要事項を記載した標識を掲示している。 | 40 | 0 |
| (2) 20歳未満の者の立入禁止 | 清掃等、喫煙目的以外であっても、喫煙室には20歳未満の者は一切立ち入らせていない。 | 40 | 0 |
| (3) 労働者の受動喫煙防止対策 | 20歳未満または受動喫煙を望まない労働者が喫煙エリアに立ち入る必要のないよう、喫煙エリアを通らない動線の工夫や、勤務シフト・業務分担の工夫等の配慮をしている。 | 40 | 0 |
| (4) 技術的基準 (施設全部が喫煙室の場合は①のみ) | ① 壁・天井等によって区画 | 40 | 0 |
| | ② 0.2m毎秒以上の気流 | 36 | 4 |
| | ③ 屋外排気 | 40 | 0 |

(5) その他喫煙室設置の守るべきルール

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



| | | | | |
|--|------------------|-------------------|----|---|
| (5) その他喫煙室設置の守るべきルール ※現在設置の喫煙室の状況について、 当てはまる項目に☑をしてください。 | ①喫煙専用室 | 屋内の一部に設置 | 34 | 0 |
| | | 喫煙のみに使用 | 34 | 0 |
| | ②加熱式たばこ専用喫煙室 | 屋内の一部に設置 | 1 | 0 |
| | | 加熱式たばこに限定 | 1 | 0 |
| | ③喫煙可能室（または喫煙可能店） | 既存特定飲食提供施設の条件 | 5 | 0 |
| | | 既存特定飲食提供施設の書類保存 | 5 | 0 |
| | | 保健所への届出 | 4 | 1 |
| | ④喫煙目的室（喫煙目的店） | 喫煙目的室内で可能な喫煙以外の行為 | 0 | 0 |
| | | たばこ販売許可 | 0 | 0 |

設問3 【全ての事業者様】

受動喫煙に関する事で御意見があれば記入願います。

- 設問2 (4) ②の気流測定が出来ておらず、他企業様ではどのように計測しているのか、また測定機械等の貸し出しがあれば、ご教授いただければと思います。
- ルールに沿った喫煙室の設置が不可能なため全面禁煙といたしました。
- 今回の御指摘を改善機会とし、全面禁煙としました。
- 基準をあまりにも厳しくしているせいで屋外での喫煙者のたまり場とかが出来て、かえって周りに迷惑をかけている。

まとめ

- 二次指導対象の61事業所は、屋内に喫煙可能な喫煙室を設置している事業所であったが、約92%が基準に適合した喫煙室へ改善されており、受動喫煙防止対策を意識的に推進していることがうかがえた。
- 要改善と判定した基準不適合の4事業所は、喫煙室出入口における気流未測定
の事業所であったが、気流計測必須であることを知らないなど、受動喫煙防止
対策について情報が不足している事業所も一定数あるため、屋内喫煙場所の受
動喫煙防止対策について周知啓発を継続する必要がある。
- 屋内屋外両方で喫煙可能であった事業所の半数近くは、屋外のみ喫煙へ変更
していることより、「屋外における受動喫煙防止対策」をより推進するために
喫煙者マナーの周知方法・対策を改めて考える必要がある。

今後の予定（令和4年度）

- ・ 要改善事業所の改善への取組に対する助言指導の継続
- ・ 第一種施設における受動喫煙防止対策の現況調査
- ・ 受動喫煙防止対策の周知啓発及び情報提供への対応 等